

医療機関と個人情報（1） —個人情報とは—

北海道医師会の顧問弁護士を務めております、弁護士矢吹徹雄と申します。

黒木俊郎弁護士の後を引き継ぎ、今月から「医師のための法律相談コーナー」と題して、医療に関する法律問題についての記事を連載する機会を頂きました。皆様どうぞよろしくお願い致します。

1. 本号のテーマについて

病院や診療所等の医療機関で保有している個人情報の第三者提供について、ご相談を頂くことがしばしばあります。

また、今年の5月30日から、平成27年9月に改正された個人情報保護法（法律の正式名称は「個人情報の保護に関する法律」）が施行されています。

そこで、本号では、個人情報保護法（以下、単に「法」という場合は同法を指します。）に関する基本的な知識を、次号以降では、主として個人情報の第三者提供に関する個別具体的事例（家族からの問い合わせや、捜査機関からの照会等への対応）を中心に、ご紹介したいと思います。

2. 個人情報保護法を守るべき者

個人情報保護法の第4章（法15条）以下で、「個人情報取扱事業者」に種々の義務が課されています。

「個人情報取扱事業者」については、法2条5項に定義がありますが、民間医療機関は「個人情報取扱事業者」に該当します。

平成27年の改正により、取り扱う個人情報の量の多少は関係がなく、個人情報データベース等を事業の用に供していれば「個人情報取扱事業者」に該当することとされました。

なお、医療機関が、①国の機関、②地方公共団体、③独立行政法人等、④地方独立行政法人である場合には、行政機関個人情報保護法や独立行政法人個人情報保護法、個人情報保護条例が適用されます。

3. 医療に関するガイドライン等

このように民間医療機関は個人情報保護法を遵守しなければなりません。法に基づき策定された種々のガイドライン等も遵守することが求められています。医療に関するガイドライン等には以下のもの

があります。

- ①「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
- ②「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
- ③「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」
- ④「診療情報の提供等に関する指針」
- ⑤その他医学研究分野における関連指針（「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」等）

このうち①と②は、「個人情報取扱事業者」を対象とするものの、これに該当しない医療機関（つまり「国の機関等」である医療機関）も十分配慮することが望ましいとされています。

4. 個人情報保護法で守られるもの

「個人情報」の定義は、法2条にあります。

これまでは「個人情報」「個人情報データベース等」「個人データ」「保有個人データ」しか定められていなかったものが、平成27年の改正により「個人情報」の定義自体が明確化されるとともに「個人識別符号」「要配慮個人情報」という用語が追加されました。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもののこと（法2条1項1号）。

氏名等に限らず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報が該当します。

- (2) 生存する個人に関する情報であって「個人識別符号」が含まれるものも「個人情報」です（法2条1項2号）。

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして政令で定められた文字、番号、記号その他の符号のこと（法2条2項）。

医療に関連するものとしては、DNAを構成する塩基の配列、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈の形状、指紋・掌紋等の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号、各種被保険者証や高齢受給者証の記号、番号等があります。

- (3) 「要配慮個人情報」とは「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を

被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」のことで（法2条3項）。

医療に関連するものとしては、病歴、診療情報、調剤情報、健康診断の結果及び保健指導の内容、障害（身体障害、知的障害、精神障害等）の事実、犯罪被害の事実等があります。

「要配慮個人情報」の取扱いについては後述します。

- (4) 「個人データ」とは「個人情報データベース等」を構成する個人情報のことであり（法2条6項）。「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合体、または、コンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、生年月日順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているもののことで（法2条4項）。

5. 医療機関が取り扱う個人情報、個人データ

医療機関で保有される個人情報には、①患者の情報、②来訪者の情報、③勤務する医師、看護師、事務職員等従業員の情報があります。

①患者の個人情報のうち、診療録等に記載されている内容は「要配慮個人情報」であり、また、媒体がコンピュータであろうと紙であろうと「個人データ」に該当します。

診療録等として整理されていないメモ等も、内容によっては「個人情報」に該当します。

患者の家族の情報は、その家族の「個人情報」（病歴であれば要配慮個人情報）でもあります。

なお、診療録等に、患者の検査結果等に対する医師の判断や評価も記載されている場合、これらは医師に関する情報ではあるものの、そのことを理由に診療録等の開示を拒否することはできません。

②来訪者に関して、例えば、氏名、勤務先等が記載された仕入先業者の名刺は「個人情報」です。

③勤務者の情報は、人事労務管理用データベース、履歴書、職員名簿等で保管されていると思われます。

例えば、氏名、生年月日、家族関係、メールアドレス、マイナンバー等の「個人情報」のほか、病歴や犯罪歴等の「要配慮個人情報」が想定されます。

従業者の情報に関しては、個人情報の保護に関する

法律についてのガイドライン（通則編）及び「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」も遵守することが求められます。

6. 医療機関が守るべきルール

「個人情報取扱事業者」としての医療機関が守るべきルールとして主要なものは、以下のとおりです。

(1) 個人情報を取得・利用するとき

ア 個人情報の利用目的をできる限り特定する義務があります（法15条1項）。

イ 原則として、予め本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはなりません（法16条1項）。

例外として、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等には、本人の同意を得る必要がないとされています（法16条3項）。

ウ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなりません（法17条1項）。

エ 原則として、予め本人の同意を得ないで「要配慮個人情報」を取得してはなりません（法17条2項）。

例外として、①法令に基づく場合、②人の生命等の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上等のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき、④当該情報が本人、国の機関等により公開されている場合等があります。

オ 予め利用目的を公表している場合を除き、速やかに、個人情報の利用目的を本人に通知又は公表する義務があります（法18条1項）。

例えば院内に掲示したり、可能な場合にはホームページに掲載する等の方法により、広く公表することが求められます。また、患者の希望に応じて説明を行う等の配慮も求められます。

(2) 個人情報を保管するとき

ア 個人データを正確かつ最新の内容に保ち、利用する必要がなくなった個人データは遅滞なく消去するよう努めなければなりません（法19条）。

法律で定められた保存期間内は、診療録等の

個人データを破棄してはなりません。

法定保存期間経過後であっても、患者が存命のうちには再診の可能性があるため、患者の治療という個人情報の利用目的との関係で利用する必要がなくなったとは言い難く、医療過誤訴訟の危険も考えると、法定保存期間経過後も診療録等を保有することが直ちに違法となるとは言えないと考えられます。

なお、診療録等の字句等を訂正等する場合には、不当な改ざんとみられない方法（例えば、前の字句を二重線で消し、訂正した者、内容、日時等を記載する等）で行うよう留意してください。

イ 個人データの漏えい、滅失、毀損の防止等の安全管理措置を講じる義務があります（法20条）。

診療録等を鍵のかかる場所に保管することが全ての医療機関に義務づけられているわけではありません。事業規模に応じた適切な管理が求められます。

ウ 個人データの安全管理が図られるよう従業者や委託先を監督する義務があります（法21条、22条）。

7. 罰則について

(1) 個人情報保護法

個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（法第83条）。

また、国の機関である個人情報保護委員会の監

督に従わない場合も、処罰の対象となります（法第84条、85条）。

(2) その他の法律に定められた秘密漏示罪

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられます（刑法第134条第1項）。

保健師助産師看護師法42条の2の規定（「保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。」というものです。）に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられます（保健師助産師看護師法第44条の3）。

診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士等についても、同様に、秘密漏示罪の規定があります。

ポイントは、①当該職業を辞めた後も秘密を漏らしてはならないこと、②「正当な理由」がある場合には処罰の対象とならないことです。「正当な理由」がある場合の例としては、秘密の漏示が法律に基づく場合があります（例えば、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条に基づき、医師が感染症の患者等を診断した場合に都道府県知事等に対して行う届出）。

8. マイナンバーについて

いわゆるマイナンバー法で収集、保管できる場合が限定されております。情報の取り扱いには一層の注意が必要です。

本コーナーでは、今後取り上げて欲しいテーマについて会員の皆さま方のご意見をお待ちしております。下記宛先にメール・Fax・郵送にてお寄せください。

弁護士法人矢吹法律事務所
札幌市中央区南1条西12丁目322番地
E-mail: jim@yabuki-law.jp
FAX: 011-271-0564